

19 経営第 6113 号
平成 20 年 1 月 17 日

北海道農政事務所長
各地方農政局生産経営流通部長
沖縄総合事務局農林水産部長
全国担い手育成総合支援協議会事務局長
全国農業会議所会長
全国農業協同組合中央会基本農政対策部長
全国農業協同組合連合会米穀部長
全国主食集荷協同組合連合会業務部長

あて

[農林水産省] 経営局経営政策課長

収入減少影響緩和交付金に係る積立金の税務上の取扱いについて

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）における収入減少影響緩和交付金に係る積立金（以下「積立金」という。）の税務上の取扱いについては、国税庁課税部と協議した結果、下記のとおりとなったので、通知する。

については、積立金は「預け金」として取り扱うよう、本対策に加入し積立金の納付を行った者その他関係者に対して、その旨を周知されたい。

記

積立金については、農業者が積立金管理者に納付する際に必要経費（法人は損金）に算入しない場合、農業者が積立金管理者に対して積み立てている預け金として取り扱われることから、農業者における課税関係は生じない。

（施行注意）

[] 内は、北海道農政事務所長及び各地方農政局生産経営流通部長あてについては削る。